平成２２年（フ）第４７１号
岡山市中区竹田２番地１　サンシャイン98―403
債務者　西岡　　靖
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午前10時
　岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１７７２号
東京都小金井市緑町５丁目７－３　第１小金井203
債務者　佐藤　秀一
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後２時
　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１８０８号
千葉県千葉市稲毛区黒砂台１丁目５―10―C―102
債務者　神谷　正弘
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後２時
　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１８０９号
東京都千代田区神田岩本町１－１―73
債務者　林　久美子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後２時
　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１８１０号
東京都大田区東矢口１丁目14―６―102
債務者　松本　康雄
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後２時
　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１８４１号
東京都足立区江北６丁目24―19―202
債務者　楠本　恵子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後２時
　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１９２７号
東京都練馬区下石神井２丁目８―18　青葉荘２F10号
債務者　相澤　礼子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後２時
　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１９４５号
東京都豊島区南大塚１丁目43―７―105
債務者　柴田　秀高
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午前10時30分
　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１９８１号
神奈川県川崎市麻生区早野652―１―204
債務者　中原　文隆
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後２時
　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２６２号
静岡市駿河区池田2433番地の１　アヴニール池田101号
債務者　牧野美穂子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午後３時45分
　静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０９４７号
東京都品川区戸越１丁目14―12―201
債務者　岩田　順子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月16日午後４時
　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８３７号
東京都福生市大字福生867番地14シーザーレジデンス福生204号室
債務者　峯岸　孝幸
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月16日午後３時30分
　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第８３８号
東京都福生市大字福生867番地14シーザーレジデンス福生204号室
債務者　峯岸ヨランダこと　ミネギシヨランダディアリノ
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月16日午後３時30分
　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第８８１号
東京都多摩市百草1148番地の５ホワイトウイングⅠ．M102
債務者　相田　峰久
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月16日午後３時
　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９６１号
東京都昭島市郷地町３丁目６番４号
債務者　山口　誠司（旧姓薬袋）
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月16日午前11時
　東京地方裁判所立川支部民事第４部